

食品の供給に関する災害応援協定書

清須市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の食品の供給について、次のとおり災害応援協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、第4条第1項に定める設置場所に設置する災害救援型自動販売機（以下「自動販売機」という。）内の商品の無償提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の範囲）

第2条 この協定における応援は、清須市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合において、甲からの要請を受け、乙は、自動販売機内の商品を甲に無償提供するものとする。

（応援要請等）

第3条 この協定に基づく応援の要請は、甲が救援物資提供要請書（様式第1号）をもって乙に対し行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

（自動販売機設置場所及び鍵運用方法）

第4条 この協定に基づく自動販売機の設置場所等は、次表のとおりとする。

NO	設置場所	自動販売機鍵番号	自動販売機鍵授受日
1			令和 年 月 日

2 乙は、自動販売機商品提供用として甲に自動販売機商品提供用の鍵を預け、甲は、適正に運用及び管理をするものとする。

3 甲は、第2条に定める目的以外の使用が確認された場合は、本協定は失効し、甲は乙に対し直ちに当該自動販売機の鍵を返却するとともに、乙は甲に対し損失分の請求ができるものとする。

（鍵の紛失）

第5条 甲は、当該自動販売機の鍵を紛失した場合、直ちに乙に連絡するとともに、甲の負担により鍵交換を実施するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、当該協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙いずれからも何の意思表示もない場合は、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定が更新されたものとし、以後同様とする。

2 この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印し、双方各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛知県清須市須ケ口1238番地
愛知県清須市
市長 永田 純夫

乙